

HSE 株式会社「(仮称) 久慈山形風力発電事業 環境影響評価方法書」に  
対する勧告について

令和6年5月21日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 久慈山形風力発電事業 環境影響評価方法書」について、HSE 株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、岩手県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 岩手県久慈市  
原動力の種類： 風力（陸上）  
出力： 最大125,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和4年 6月24日
環境大臣意見受理	令和4年 9月 2日
経済産業大臣意見	令和4年 9月 7日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和5年 11月28日
住民意見の概要等受理	令和6年 2月 9日
岩手県知事意見受理	令和6年 5月 8日
経済産業大臣勧告発出	令和6年 5月 21日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、中村  
電話03-3501-1742（直通）

HSE 株式会社「(仮称) 久慈山形風力発電事業 環境影響評価方法書」  
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水質の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺には、いわてレッドデータブックに掲載されているカワネズミの生息の可能性がある他、重要な哺乳類及び鳥類の生息が確認されていることから、これらに対する調査を実施する際には、定量性の確保の観点も含めて適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺には、日常生活の場からの景観の変化が想定されることから、適切に調査地点を追加し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(岩手県知事からの意見書の写しを添付)